令和5年5月2日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年5月2日
（２）事業者の氏名又は名称	栄楽観光株式会社（法人番号：1030001072530）　代表者　髙原　栄一
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050 （本社営業所）埼玉県桶川市大字川田谷669-2
（４）行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
（６）違反行為の概要	令和4年10月19日及び令和4年11月25日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)整備管理者変更の未届出(道路運送車両法第52条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　5点 当該事業者の累積点数　5点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)